

はあとふる

Info. 3



今回は、「合理的配慮」について少し詳しくお伝えしていきます。

「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、

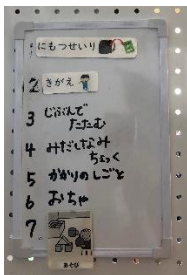
- ①学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

と「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」で定義されています。

合理的配慮の具体例

本校で実際に提供している合理的配慮の具体例をいくつか紹介します。

活動の手順表



活動の途中で、他のことが気になり、活動が中断してしまう児童への支援です。これは、朝の支度の手順です。

カードでのコミュニケーション



言葉での表出ができない児童が、行きたい所を教師に伝えるための支援です。

片付けの支援



片付けが苦手な児童が、「何を・どこに・どのように」片付けるのかがわかりやすいように写真を貼って支援しています。



具体例や合理的配慮の提供プロセスなど検索できます



インクルDB



国立特別支援教育総合研究所

インクルーシブ教育システム構築支援データベース

コーディネイトハンドブック



福島県特別支援教育センター